

1 いじめとは？・・・「いじめの定義」

「いじめ」とは・・・

「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為により、精神的苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

重要 いじめられた本人が「いじめ」と感じたら、その時点で「いじめ」です。

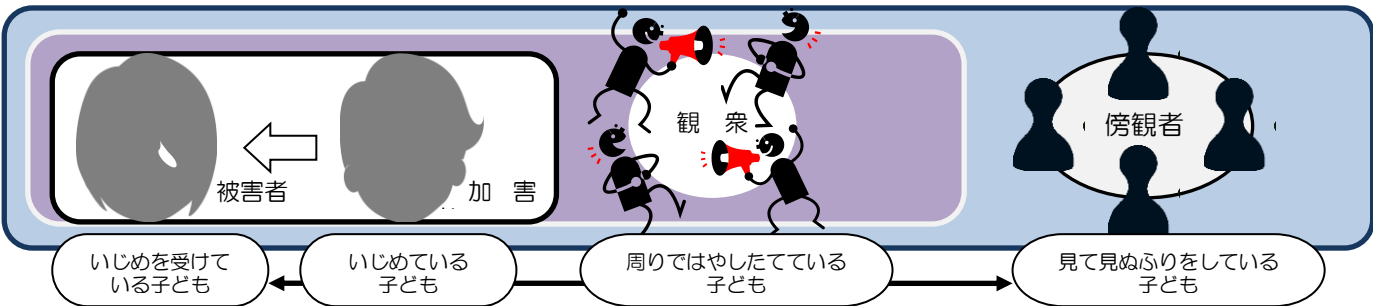
□押さえておきたいポイント

- (1) 「いじめ」は、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものです。
- (2) 「いじめ」としての自覚がない「加害者」の意識もあります。
- (3) 「いじめ」には、「仲間外れ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものもあります。



2 いじめの構造

いじめは、単に「いじめを受けている子ども（被害者）」と「いじめている子ども（加害者）」との関係だけでとらえてはいけません。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、「いじめ」をやめさせようとしないうちに、「いじめ」を助長してることになります。学校では、「被害者」と「加害者」だけではなく、観衆や傍観者も含めて「いじめ根絶」のための指導をしていかなければなりません。

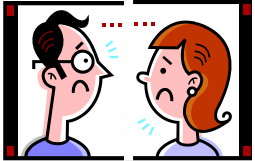
3 いじめの実態・・・どのような「いじめ」を受けているか

- 冷やかしかからかい、悪口を言われる。
- 人権上配慮のないあだ名を付けられる。
- 仲間外れにされる。集団から「しかと」（無視）される。
- 用事を言い付けられる。
- 故意に当たってきたり、「冗談だよ」と告げながらたたいたりする。
- ひどく強くぶつかってきたり、たたかれたり、けられたりする。
- 私物を隠されたり、盗まれたり、落書きされたり、壊されたりする。
- 金品をたかられる。
- 恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- その他



4 家庭におけるいじめの発見のポイント

いじめの早期発見・早期対応のためには、子どもの変化に気付くことが重要です。



(1) 表情・身体・服装

	大丈夫	心配
① 体に原因不明の傷などがある。		
② シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。		
③ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。		
④ 顔色が悪く、活気がない。		
⑤ わざとほしゃいだり、ぼんやりとしたりすることが多い。		

(2) 持ち物・金銭

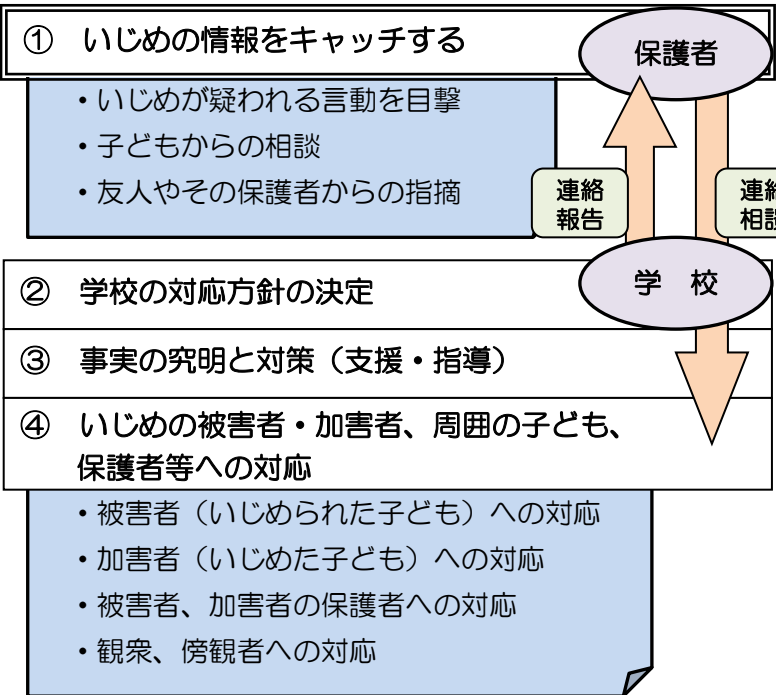
	大丈夫	心配
⑥ カバンや筆箱等の持ち物が隠されたり、なくされたりする。		
⑦ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。		
⑧ 買い与えたものを紛失したり、壊されたり、落書きされたりする。		

(3) 行動・言葉づかい

	大丈夫	心配
⑨ イライラして反抗的になったり、急に口数が少なくなったりする。		
⑩ 登校時刻になると体調の不調を訴え、登校を渋る。		
⑪ 外出したがらなくなる。部屋に閉じこもりがちになる。		
⑫ 学校を早退したり、帰宅時間が早くなったり、遅くなったりする。		
⑬ 付き合う友人が変わったり、友達のことを聞くと嫌がったりする。		
⑭ 不審な電話や嫌がらせの手紙が来たりする。		

5 いじめの発見から解決まで

発見から指導・組織的な対応への展開…家庭と学校とのつながりを大切にいきましょう。



- ・学校に相談すると、いじめが深刻化するのでは？
- ・相談しても何の解決法もないのでは？
- ・うちの子も悪いところがあるから...
- ・ぐずぐず考えてもしょうがない。

家庭内で悩まず必ず学校にご相談ください。



- ・学校で様子がおかしければ、保護者の方にご連絡します。
- ・秘密を厳守します。保護者の方と相談しながら解決をしています。

6 家庭において大切にしたいこと

健康的な生活習慣や社会のルールなどを身に付けることは、家庭教育の基本です。家庭の中で、子どもが安心感と信頼感を得ることで思いやりの心を育むことができます。そのために、家族が互いに認め合い、尊重し合える環境をつくり上げていくことが大切です。

【家庭で大切にしたい取組】

- ☐ 子どもと会話をする機会をつくりましょう。
- ☐ 子どもの思いを受け止めながら最後まで話を聴きましょう。
- ☐ 一緒に活動する時間をつくりましょう。
- ※子どもとふれ合う場面を多くし、会話の中から子どもの思いや悩みをつかむように心がけましょう。
- ※子どもの多様な能力や長所を細かく見て、子どもに自信をもたせましょう。

- ☐ 「挨拶」などの基本的な生活習慣を大切にしましょう。
- ☐ 役割をまかせたり、守るべき約束ごとをつくったりしましょう。
- ※小中学生の年代は、自分で生活リズムを管理する能力が十分ではありません。保護者が、生活のリズムをつくるように支援しましょう。

- ☐ 家庭を子どもにとって、ホッとできる場所にしましょう。
- ※子どもの変化にいたずらに動揺したり、押さえつけたりせず、子どもの行動の裏側にある気持ちをくみ取って、しっかり見守ることが大切です。



7 学校に相談してください

八王子市立横山第一小学校

- お子さんの変化に気付いたときは、学校にご相談ください。学校では、担任、校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラーなどが対応し、組織的かつ迅速に対応します。
- 学校はしっかりと受け止めますので、遠慮なく相談してください。担任に限らず、相談しやすい教職員で構いません。

学校電話番号 042(661)2402

スクールカウンセラー勤務日 火曜日

○学校に相談しづらいと感じているときは

■八王子市教育センター 心理教育相談
学校相談
毎週月曜日から金曜日（祝日は除く）

電話 042(664)6949
電話 042(664)1261
時間 8:30 から 17:00 まで

■東京都いじめ相談ホットライン
24 時間対応

電話 03(5331)8288

■東京都教育相談センター
毎週月曜日から金曜日（祝日は除く）
土日祝日（閉庁日・年末年始を除く）

電話 03(3360)8008
時間 9:00 から 21:00 まで
時間 9:00 から 17:00 まで



家庭用



～学校と家庭とのつながりを大切にしましょう！～

八王子市教育委員会「いじめ防止基本方針」(平成 26 年3月策定)

【いじめ防止等に関する基本的な考え方】

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。

そのため、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要である。

また、児童・生徒が安心して、自己有用感や充実感のもてる学校生活を送れるようにすることが必要である。

いじめを早期に発見し、速やかに解決するためには、学校の組織的な対応が不可欠であり、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関と適切に連携を図ることが必要である。

さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進することが重要である。

平成26年6月

八王子市教育委員会 学校教育部指導課